

平成30年度4月専決予算

1 予算の概要

○平成30年豪雪被害に対する追加の支援

- ・被災した中小企業に対する融資制度枠の拡大
- ・園芸ハウス等の再整備および撤去に対する支援制度の拡充

2 予算の規模

一般会計の4月専決予算の規模は 6億円

この結果、一般会計の予算現計は 4,797億円

(単位：百万円、%)

会計区分	30年度			29年度 当初予算 ②	増減 (①-②) ③	対前年度 伸び率 (③/②)
	既決予算	4月専決	現計予算 ①			
一般会計	479,139	600	479,739	471,857	7,882	1.7%
特別会計	87,484		87,484	18,110	69,374	383.1%
企業会計	36,898		36,898	36,163	735	2.0%
計	603,521	600	604,121	526,130	77,991	14.8%

3 専決処分日

平成30年4月26日

中小企業緊急資金利子補給事業の融資枠の拡大

1 融資枠の拡大

被災した中小企業の売上減少などの被害が時間の経過とともに明らかになり、当初想定を大幅に超える緊急の融資申込みがあったため、中小企業緊急資金利子補給事業の融資枠を拡大

2 拡大規模

融資枠の拡大

20億円 → 106億円

3 補正予算額（4月26日専決処分）

保証料補給 259,000千円（保証料の全額を補給）

利子補給（260,000千円）（平成31年度～36年度 債務負担）

損失補償（456,000千円）（平成30年度～41年度 債務負担）

単位：千円

	所要額	既決予算額	補正予算額
保証料補給	390,000	131,000	259,000
利子補給（債務負担行為）	(307,000)	(47,000)	(260,000)
損失補償（債務負担行為）	(504,000)	(48,000)	(456,000)

《参考》

融資申込の状況（4/13 現在）

	融資枠	融資申込状況		過不足額
		社数	金額	
29年度	10億円	20社	3.3億円	△6.7億円
30年度	10億円	527社	103.1億円	93.1億円
計	20億円	547社	106.4億円	86.4億円

※中小企業緊急資金利子補給事業

被災した中小企業が必要となる設備資金や運転資金の融資を受ける場合、利子については5年間、保証料については全期間、全額を補給

融資限度額 1億円

融資期間 10年以内（据置期間2年以内）

なお、本事業については緊急的な資金需要を支援するために3月19日に創設し、4月13日をもって受付を終了している。

耐雪型園芸施設等支援事業の拡充 (園芸・水稻育苗ハウス雪害復旧支援事業)

1 支援制度の拡充

国の支援制度創設に伴い、園芸ハウス等の再整備および撤去に対する支援制度を拡充

- (1) 被災した園芸ハウスの再整備および撤去について、国庫補助金を活用して農家負担を軽減
- (2) 被災した水稻育苗ハウスの再整備および撤去について、国の制度を活用した県の支援制度を新たに創設

2 補正予算額 (4月26日専決処分)

341,000千円 (国庫265,000千円、一般76,000千円)

単位：千円

	所要額	既決予算額	補正予算額
園芸ハウスの再整備・撤去	558,000	285,000	273,000
水稻育苗ハウスの再整備・撤去	68,000	0	68,000
計	626,000	285,000	341,000

《参考》

㊦ 園芸・水稻育苗ハウス雪害復旧支援事業

倒壊した園芸ハウス等の再整備および撤去に係る経費を支援 (下線部を今回追加)

実施主体 園芸用ハウス、水稻育苗ハウスに被害を受けた農家等

補助率 園芸用ハウス

再整備 国3/10、県1/4～1/3 (市町1/8～1/6)

撤去 国3/10、県1/3 (市町1/6)

㊧ 水稻育苗ハウス

再整備 国3/10、県1/8～1/6 (市町1/8～1/6)

撤去 国3/10、県1/6 (市町1/6)